令和8年度 保育認定(2・3号認定)利用者負担額表

階層区分			保育料(3~5 歳児)		保育料(0~2 歳児)		【注】第 2 子 保育料(0~2 歳児) 下記(2)参照	
阳眉色为		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
			(7:00~18:00)	(8:30~16:30)	(7:00~18:00)	(8:30~16:30)	(7:00~18:00)	(8:30~16:30)
1		生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0円
2	A	町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	0円	0円	0円	0 円	0 円	0円
	В	町民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3	A	町民税所得割課税額 48,600 円未満 【かつ特定世帯】	0 円	0 円	6,300 円	6,300 円	0 円	0円
	В	町民税所得割課税額 48,600 円未満	0円	0 円	13,600 円	13,500 円	0 円	0円
4	A	町民税所得割課税額 77,101 円未満 【かつ特定世帯】	0 円	0 円	6,300 円	6,300 円	0 円	0円
	В	町民税所得割課税額 97,000 円未満	0 円	0 円	21,000 円	20,700 円	0 円	0 円
5		町民税所得割課税額 169,000 円未満	0 円	0 円	31,100 円	30,700 円	0 円	0円
	6	町民税所得割課税額 301,000 円未満	0円	0円	42,700 円	42,000 円	0 円	0円
	7	町民税所得割課税額 397,000 円未満	0円	0円	56,000 円	55,100 円	0 円	0円
8		町民税所得割課税額 397,000 円以上	0円	0 円	62,200 円	61,100 円	0 円	0円

※利用者負担以外でかかる費用(新入園児の通園バッグ、帽子、連絡帳等)について、実費徴収がある場合があります。

- (1)特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯等をいいます。
- (2) 小学校就学前の範囲(※)において、最年長の子どもから順に、<u>2人目</u>以降は無料(【注】第2子保育料(O~2歳児)参照)となります。
- ※ 以下に該当する場合は、小学校就学後も含めて生計を一にしている子どもの内、最年長の子どもから2人目以降は無料となります。
 - ア. 所得割課税額 57,700 円未満の世帯 (第3階層 B、第4階層 Bの一部)
 - イ. 特定世帯に該当し、所得割課税額77,101円未満の世帯(第3階層A、第4階層A)
- (3) 所得割課税額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割、寄附金特例控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
- (4) 園によっては、標準時間は7:30~18:30、短時間は8:30~16:30となります。

裏面あり

【保育料の算定方法について】

4月 5月 6月 7月 8月(9月)10月 11月 12月 1月 2月 3月

 所得による
 前年度の町民税課税額で
 今年度の町民税課税額で保育料を算定

 算定
 保育料を算定

- ○令和8年4月分から令和8年8月分までの保育料
- ⇒ 令和7年度市町村民税額(令和6年1月~令和6年12月の所得に基づき課税されるもの)により決定 ○令和8年9月分から令和9年3月分までの保育料
 - ⇒ 令和8年度市町村民税額(令和7年1月~令和7年12月の所得に基づき課税されるもの)により決定

副食費の実費徴収について

保育認定を受けた3~5歳児については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

ただし、保育所等の給食費のうち副食費(おかず代等)については、保育料の無償化後も引き続き保護者の皆様のご 負担となります。

副食費の金額は、町内の保育所等の2号(保育)認定子どもについては、月額4,500円です。(1号(教育)認定子どもや、町外の保育所等の認定子どもの副食費の金額については、直接各園にお問い合わせください。)なお、3号(保育)認定子ども(0~2歳児)については、保育料の中に副食費が含まれています。

副食費の免除制度について

副食費については、免除制度があり、免除対象者は、保育認定を受けた3~5歳児のうち、次に該当する子どもです。

- (1)年収360万円未満相当世帯の子ども(詳しくは下記「免除対象表」のとおり)
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども(※1)

<免除対象表>

			第1子	第2子	第3子以降(※1)	
1		生活保護世帯	0	0	0	
2	Α	町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	0	0	0	
	В	町民税非課税世帯	0	0	0	
3	Α	町民税所得割課税額 48,600円未満 【かつ特定世帯】	0	0	0	
3	В	町民税所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	
4)	Α	町民税所得割課税額 77,101円未満 【かつ特定世帯】	0	0	0	
4	В	町民税所得割課税額 97,000円未満	Δ(※2)	∆(※2)	0	
Œ	5)	町民税所得割課税額 169,000円未満	×	×	0	
6		町民税所得割課税額 301,000円未満	×	×	0	
7		町民税所得割課税額 397,000円未満	×	×	0	
8		町民税所得割課税額 397,000円以上		×	0	

〇:免除対象 \times :免除対象外 Δ :(\times 2) 参照

(※1)第3子以降の子どもの算定基準については、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に3人目 以降は免除対象となります。

(※2) 第4階層Bについては、所得割課税額が57,700円未満の世帯は免除対象となり、所得割課税額が57,700円以上の世帯は免除対象となりません。